

子ども医療費の自己負担額が

0円になります！



制度の概要

- 対象者**
- 新富町に住所を有する高校生等までの児童
 - 通学のため学校の寮や下宿等（新富町外）に住民登録をしているが、保護者が新富町に住所を有する児童
- ※児童本人が、就労や婚姻等で医療保険の被保険者等になった場合は対象となりません。

助成対象期間 誕生日（転入日）～18歳到達後最初の3月31日（転出日）まで

助成内容 入院・外来・調剤薬局ともに自己負担なし

助成する医療費 保険診療による医療費の自己負担分
（予防接種、検診、薬の容器代・食事療養費等は対象外です。）

※生活保護法による保護を受けている方、小児慢性疾患等の公費負担制度を受けることが可能な方は、そちらが優先されます。

改正点

	改正前（現在）	改正後（令和5年1月1日以降）
自己負担額	乳幼児：350円 子ども：500円 高校生等：650円	18歳到達後最初の年度末まで 0円

資格証について

対象の保護者の皆様には、12月中旬にお知らせと新しい受給資格証（黄色）を郵送いたします。1月1日よりお使いください。

なお資格登録の手続きは不要ですが、現在お持ちの「乳幼児医療費受給資格証」（ピンク色）、「子ども医療費受給資格証」（緑色）、「高校生医療費受給資格証」（灰色）については、1月1日以降ご自宅にて破棄をお願いします。

問合せ先

福祉課 児童福祉係 ☎33-1293

令和5年1月1日より、本町では次世代を担う子どもの健やかな成長と子育て世帯の負担軽減を図るため、子ども医療費助成制度の改正を行います。それに伴い、これまで保護者の皆様にお支払いいただいていた自己負担額が0円になります。